



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>  
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
鳥取市若葉台南1-17  
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
編集責任者 村澤幸二

## 全国安全週間(7月1日~7月7日) 令和5年度スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

### 転倒災害を防ごう

令和4年の鳥取労働局管内における労働災害発生状況を見ますと、全産業における労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下、「死傷者数」といいます。）1,487人（新型コロナウイルス感染症によるものを除くと551人）のうち、転倒による死傷者数は180人で、新型コロナウイルス感染症による死傷者数936人に次いで最も多く発生しています。これは、新型コロナウイルス感染症によるものを除いた死傷者数の32.7%を占める状況となっています。

また、年代別の労働災害発生状況を見ますと、被災者の年齢が60歳以上となる死傷者数のうち、転倒によるものの占める割合は、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと45.2%を占め、前述の32.7%よりも10ポイント以上多く発生しており、働く高齢者は、他の年齢よりも転倒災害が多発している状況にあります。

このように、転倒災害は実際に多発しておりますし、骨折等により、長期の休業を要する事例が多いことから、重点的にその防止対策に取り組む必要がありますが、そのためには、ハード面、ソフト面双方による対策を講じることが重要です。

ハード面の対策としては、作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を確保する対策や、段差をなくすなど、つまずきや滑り等の要因を解消する物理的対策が挙げられます。特に、冬季は積雪や路面凍結が生じ、これによる転倒災害が多発することから、積雪、路面凍結を解消する対策に重点的に取り組む必要があります。

ソフト面の対策としては、労働者の身体機能低下に対する対応が挙げられます。転倒災害は、高齢化に伴う身体機能の低下を原因として、段差や障害物などの物理的要因がない場所でも多発しています。このような転倒災害を防ぐためには、働く高齢者に対する、作業開始前の準備体操やストレッチ体操の実施等身体機能の維持向上のための取組も必要となってきます。また、厚生労働省が令和2年3月に策定している「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に示されている「転倒等リスク評価セルフチェック票」などを活用したり、健康増進事業として一

部の市町村で実施している、一定年齢の女性の住民を対象とした骨粗鬆症検診を受診させたりすることにより、労働者自身の身体機能を把握し、転倒リスクを可視化することも重要です。

なお、厚生労働省では、働く高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助するエイジフレンドリー補助金の事業も実施中です。これらの補助事業も活用して、転倒災害防止対策に取り組みましょう。

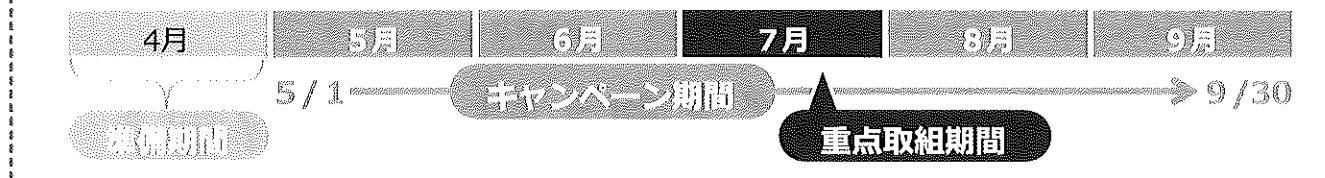
●令和5年度エイジフレンドリー  
補助金厚生労働省ホームページ



# STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

## —7月は重点取組期間です—

●実施期間：令和5年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



今年も4月から9月の期間で「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」が展開されています。また、キャンペーンでは、梅雨明けから暑さが本格化し、熱中症が多発する7月を「重点取組期間」としています。

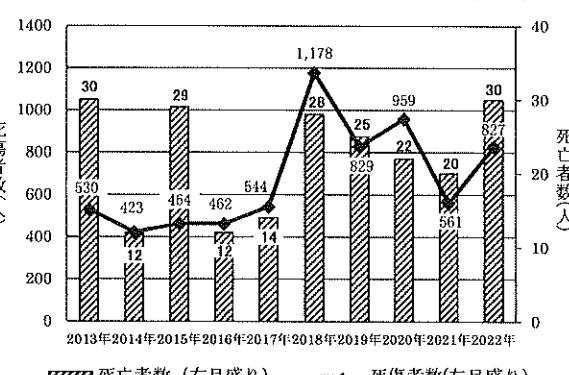
各事業場におかれましては、熱中症ゼロを目指して、積極的に熱中症予防対策へ取り組んでいただきますようお願いいたします。

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」については、鳥取労働局ホームページでも掲げていますので、ご参照ください。

○鳥取労働局「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」

URL [https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01633.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01633.html)

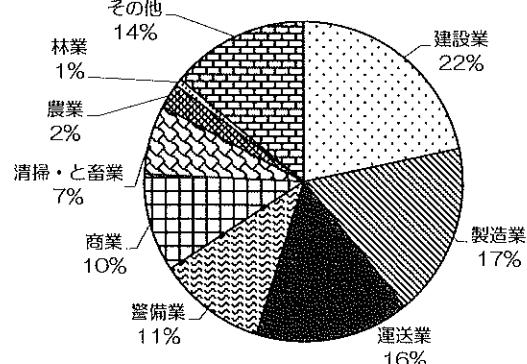
職場における熱中症による死傷者数の推移（全国）



### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡回頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

### 熱中症による業種別死傷者数の割合 (2022年確定値：全国)



## 免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

○日時 令和5年10月7日（土）

○場所 倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）

○免許の種類

一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士  
クレーン・デリック運転士（クレーン限定）

第一種衛生管理者、第二種衛生管理者

○受付期間

郵送受付（簡易書留）

7月31日（月）～8月7日（月）必着

窓口受付

7月31日（月）～8月1日（火）

### ○受付及び問い合わせ先

鳥取県労働基準協会 本 部 ☎0857-52-7300

西部支部 ☎0859-34-5876

中部支部 ☎0858-22-9054

※ボイラーケンサクの受付は本部のみで行います。

## 衛生管理者免許試験 準備講習を開催します

日時 令和5年7月20日（木）・21日（金）

場所 倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）

定員 第1種衛生管理者 60名

第2種衛生管理者 40名

※ 定員に達し次第締め切ります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するため

に、この夏導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただけます。鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1709）でお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

## 令和5年度定期会員総会を開催

令和5年度定期会員総会を6月9日、鳥取市末広温泉町の「白兎会館」において、来賓に平川雅浩鳥取労働局長ほか鳥取労働局幹部のご出席をいただき開催しました。

岡田会長のあいさつ、平川鳥取労働局長の祝辞に続き、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「令和4年度決算報告承認の件」、第3号議案「役員補充承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。続いて、報告事項として、（1）令和4年度事業報告の件、（2）

令和4年度公益目的支出計画実施報告の件、（3）令和5年度事業計画の件、（4）令和5年度収支予算の件が村澤専務理事から報告されました。

なお、役員補充については、監事の山田悟氏が退任し、新たに横山利行氏（西部支部）が監事に就任しました。

令和4年度収支決算書及び令和5年度収支予算書は次のとおりです。

科 目	令和4年度 実施事業				令和4年度 収益事業				法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旅	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	31,295,842	1,049,925	32,345,767	60,359,627	440,544	0	4,632,823	65,432,994	11,301,060	109,079,821
経常費用計	29,390,297	10,980,885	40,371,182	52,631,284	661,512	1,488,181	5,316,098	60,097,075	7,906,926	108,375,183
一般正味財産期首残高	16,665,137	△77,782,216	△61,117,079	65,049,868	△1,176,750	△15,630,767	△3,191,371	45,050,980	202,928,126	186,862,027
一般正味財産期末残高	18,570,682	△87,713,176	△69,142,494	72,778,211	△1,397,718	△17,118,948	△3,874,646	50,386,899	206,322,260	187,566,665

科 目	令和5年度 実施事業				令和5年度 収益事業				法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旅	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	30,048,100	600,000	30,648,100	62,410,000	425,000	0	4,690,800	67,525,800	11,278,350	109,452,250
経常費用計	29,614,366	12,732,256	42,346,622	52,073,563	707,936	2,296,609	5,532,054	60,610,162	7,742,016	110,698,800
一般正味財産期首残高	18,570,682	△87,713,176	△69,142,494	72,778,211	△1,397,718	△17,118,948	△3,874,646	50,386,899	206,322,260	187,566,665
一般正味財産期末残高	19,004,416	△99,845,432	△80,841,016	83,114,648	△1,680,654	△19,415,557	△4,715,900	57,302,537	209,858,594	186,320,115

# もう、お読みですか?「労働保険年度更新」手続き!

令和5年度の労働保険年度更新は、6月1日（木）から7月10日（月）までの間に、申告・納付手続きが必要となります。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送しております。

申告書は、期間中、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

⑤インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(https://www.e-gov.go.jp/)をご覧ください。

⑥労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

- 開設期間：7月21日（金）まで
- 受付時間：平日9時～17時

## 働き方改革推進支援助成金 (適用猶予業種等対応コース)のご案内

2024年4月1日から、建設業、運送業、病院等、砂糖製造業といった、適用猶予業種等へ時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。

各業種で定められた成果目標達成に向けた取組を実施し取組の実施に要した費用の一部を助成します。

なお、申請の受付は2023年11月30日までとなります。

※国の予算額に制約されるため、11月30日（木）以前に受付を締め切る場合があります。

詳細は厚生労働省のHP（右記QRコード）をご覧いただくか、鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1701）までお問い合わせください。



働くみんなに、  
今こそ確かな安心を。

中小企業  
退職金  
共済制度

◆掛金の一部を国が助成  
◆掛金は全額非課税  
手数料も不要  
◆外部積立型なので  
管理が簡単  
◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ  
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

・電話番号：0120-665-776（フリーダイヤル）

⑦申告書の作成や納付の方法等については、「労働保険年度更新申告書の書き方」をご参照ください。

⑧今年度の確定保険料の算定は例年とは大きく異なります。このため、厚生労働省HPに掲載している「年度更新申告書計算支援ツール」をご活用ください。

・検索は、「厚生労働省 年度更新 各種様式」と入力ください。

⑨法人の行う事業については法人番号の記入が必要になりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。

⑩平成31年4月1日以降の一括有期事業に係る地域要件は廃止になりました。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険収支室（0857-29-1702）までお問い合わせください。

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャンペーン実施中です

鳥取労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

鳥取大学において、鳥取労働局長による学生向け出張講義を実施したほか、期間中、県内2大学での労働局職員による出張相談会を予定しています。

事業主の皆様におかれましては、アルバイトを雇う際、特に下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

- アルバイトを雇う際も、書面による労働条件の明示が必要です。
- 勤務シフトの設定を適切にしましょう。
- アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります。
- アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、代金を一方的に賃金から控除することはできません。
- アルバイトの遅刻などに対して、あらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1709）までお問い合わせください。

## 石綿対策の規制強化について

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が順次強化されていますが、令和5年10月1日から、工事開始前の石綿の有無の調査について、事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施することが義務（特定工作物は令和8年1月から）になりますので、ご留意願います。（詳細は、鳥取労働局HPをご覧いただき、鳥取労働基準部健康安全課、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。）

# 東部支部だより

## エイジフレンドリー補助金について

鳥取労働基準監督署

令和5年度エイジフレンドリー補助金の申請が始まりました。申請受付期間は令和5年6月12日から10月末日までです。

高齢者が被災する労働災害は全国的に増加しており、

当署管内においても、令和4年における60歳以上の労働者の労働災害は100件近く発生している状況です。

厚生労働省では、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、働く高齢者の特性に配慮した職場環境を作るための取組をお願いしています。

今般、中小企業事業者による高年齢労働者の災害防止対策やコラボヘルス等健康保持増進の取組費用を補助する補助金の受付が始まりました。

対象となる事業者、補助対象、補助率等は、下記表のとおりですので、ぜひ、この機会にご活用ください。

### 国による支援等（令和5年度）

#### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和5年6月12日～令和5年10月末日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

高年齢労働者の労働災害防止対策コース		コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1／2	3／4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。2コース併せて申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください（月を変えて別々の申請はできません）。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。 ※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。	



## 「全国安全週間」説明会の概要

去る、6月6日に鳥取労働基準監督署、鳥取産業保健総合支援センター、東部支局の共催で標記の説明会を開催しましたので、その概要をお知らせいたします。

まず鳥取労働基準監督署からは、近年労働災害が増加傾向に転じていること、労働者の作業行動に起因する労働災害の占める割合が増加していること、全国安全週間ではこれらに対処する実施事項が示されていることと共に、令和5年度から5年間の「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」が策定されていることなどの説明がなされました。

続いて鳥取産業保健総合支援センターからは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が仕事を理由として治療機会を逃すことなく、治療の必要性を理由として職業生活の継続が妨げられることのないようにするための「治療と仕事の両立支援」について具体的な事例を基にその内容の説明がなされました。

また、広島市の中災防中国四国安全衛生サービスセンターから高橋副所長にお越しいただき、「効果的な職場巡

視・転倒災害防止のポイント」と題して災害防止に関する内容の講演をいただきました。

その中で、職場巡視が危険個所等の発見指摘にとどまっているかという問い合わせがあり、

『その範囲にとどまっていたのでは巡視の目的はいつまでも達成されない。職場巡視は「不安全行動を発見すること」、「その行動が起きる理由を聞き、背景を探すこと」、「一つの場所に10分は立ち止まって、非定常作業（の可能性）を探し、どうすれば災害が起きるかを想像する」ことが大切。そして職場巡視を「職場巡視」として実施するように。』

とのご指摘が印象的でした。

来る9月21日には、同じ共同開催で「全国労働衛生週間」説明会を開催します。是非、ご参加ください。

## 東部支局事務局長の交代について

令和5年7月1日から新しい東部支局事務局長が着任します。前事務局長同様にご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

6月30日付 退職 丸山裕毅

7月1日付 着任 平井美敏

# 西部支部だより

## 「熱中症予防労働衛生教育」を開催しました

職場における熱中症予防対策を徹底するため、7月を重点取組期間とする、令和5年「STOP! 热中症 クールワークキャンペーン」(令和5年5月1日から9月30日まで)が実施中です。

当支部におきましては、令和5年6月1日(木)、講師に、熱中症予防労働衛生教育インストラクター 深田一徳氏を迎え、熱中症予防について講義していただき、42名の方が受講されました。

職場における熱中症による死傷者数の推移(令和5年1月13日時点速報値)は昨年度を上回り増加傾向にあり、業種別でみると建設業、次いで製造業の割合が多くなっています。このことから、熱中症は必ずしも屋外作業でのみ発症しやすいわけではないことに留意するよう注意喚起され、作業する際は、暑さ指数(WBGT)の把握と適切な予防対策、発症時・緊急時の措置について周知啓発を図っていただきました。

## 研修会 開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では、次の研修会を開催します。多くの方の受講をお待ちしております。

### ☆安全管理者選任時研修

日時 令和5年7月27日～28日  
7月27日(木) 9時～17時  
7月28日(金) 9時～12時

場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

### ☆安全衛生推進者養成講習

日時 令和5年8月2日～3日  
8月2日(水) 9時～17時  
8月3日(木) 9時～12時

場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

### ☆自由研削といし取替等業務特別教育(学科・実技)

日時 令和5年8月23日(水) 9時～16時  
場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

### ☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 令和5年8月28日(月) 9時～17時  
令和5年8月29日(火) 9時～17時  
場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

### ☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 令和5年9月7日(木) 13時20分～17時  
場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

### ☆K Y T(危険予知訓練)研修

日時 令和5年9月14日(木) 9時～17時  
場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

### ☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 令和5年9月20日(水) 9時～17時  
令和5年9月21日(木) 9時～17時  
場所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎)

# 中部支部だより

## 令和5年度定期会員会議 議案の承認について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、近年、定期会員会議開催に代えて書面による議案の審議が続いておりましたが、4月12日に開催されました幹事会において、意見交換会は見送るものの、定期会員会議を通常開催することを決定し、令和5年5月12日に倉吉体育文化会館において定期会員会議を開催してすべての議案についてご承認いただきました。

令和5年度は、ご承認いただきました事業計画、予算に沿って業務を円滑に実施してまいりますので、ご支援、ご協力をお願いします。

また、しばらく開催中止となっていた「鳥取県産業安全衛生大会」が、10月27日に倉吉未来センターで開催されることとなっておりますので、中部支部の会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

## 「安全管理者等研修」を開催

6月22日(木)、安全管理者等安全担当者の方を対象に研修を開催しました。

研修会では、倉吉労働基準監督署の岡野署長の挨拶に続き、松田監督・安衛課長から「職場における安全管理と労働災害防止対策」と題して講演いただきました。7月1日からの全国安全週間を前にして、労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守することの大切さを再認識しました。次にRSTトレーナー、安全管理者選任時研修講師の深田一徳氏から、「安全管理と安全自主活動について」と題し講演頂きました。

## 今後の特別教育・研修等の日程について

中部支部では、7月から9月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。

募集開始はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

(1) 職長(安全衛生責任者)教育(第1回)(2日間)

7月12日(水)・7月13日(木)

(2) 職長(安全衛生責任者)教育(第2回)(2日間)

7月27日(木)・7月28日(金)

(3) アーク溶接等業務特別教育(3日間)

学科 8月22日(火)・8月23日(水)

実技 8月24日(木)又は8月25日(金)

(4) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育  
9月5日(火)

(5) 5t未満クレーン運転業務特別教育(3日間)

学科 9月13日(水)

9月14日(木)(午前中のみ)

実技 9月15日(金)(午前、午後いずれか)

(6) 衛生管理者等衛生担当者研修 9月21日(木)

(7) 自由研削といし取替え等業務特別教育 9月26日(火)